

四日市港管理組合公報

第1057号

令和2年11月20日

金曜日

目次

告 示

- 令和2年第2回四日市港管理組合議会臨時会の招集 (総務課) 2
- 監査委員公表
- 監査結果の公表 (監査委員) 2

告 示

四日市港管理組合告示第 15 号

令和 2 年第 2 回四日市港管理組合議会臨時会を次のとおり招集します。

令和 2 年 11 月 20 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

1 期 日 令和 2 年 11 月 30 日

2 場 所 四日市港管理組合議会議場

3 付議事件

- (1) 四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- (2) 常勤の副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案

監査委員公表

監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する、第 199 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 項の規定に基づき、令和 2 年 9 月 3 日までに実施しました令和 2 年度定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 2 年 11 月 20 日

四日市港管理組合

監査委員 山口 和 夫

監査委員 森 川 慎

第 1 監査の概要

1 監査基準の準拠及び監査の種類

本定期監査は、「四日市港管理組合監査委員監査基準」第 2 条第 1 項第 1 号の財務監査（地方自治法第 199 条第 1 項）及び同項第 2 号の行政監査（同法第 199 条第 2 項）を、同法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施しました。

2 監査の対象及び着眼点

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか検証、確認するとともに、令和元年度監査結果の指摘事項に対する取組等を的確に把握し、改善状況を検証することに着眼し、これらに関連する事務事業の執行等を監査の対象とし

ました。

3 監査の実施内容

ア 実施箇所

(経営企画部)

総務課、企画課、振興課、港営課、建設課、防災営繕課

(室・局)

出納室、議会事務局、監査委員事務局

イ 監査の実施期日及び方法

監査委員による実地監査は、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等により行われた事務局職員による予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、令和2年8月17日及び同月26日並びに9月1日から同月3日の計5日間監査委員が管理組合において、関係者から事情聴取を行うなどにより、実施しました。

第2 監査の結果及び意見

監査基準に従い監査した結果、概ね、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められるが、次のとおり、事務事業の執行に関する意見があるので、速やかに適切な措置を講じられたい。

事務事業の執行に関する意見

[四日市港管理組合全体]

(1) 公用車の事故について

令和元年11月に公用車による人身事故が発生しており、今後、事故の再発防止に努められたい。

また、同事故にかかる金品亡失報告書が作成されていないことから確認したところ、同報告書については相手方と協議中のため作成できない旨の説明を受けた。しかし、公用車の損傷も含む重大な物品の損傷等が長期間把握できない状態になるおそれがあるので、金品亡失にかかる必要な報告・処理の方法について検討されたい。

(2) 広聴広報活動について

各種グッズや印刷物の作成などにより、広報・情報発信に努めるとともに、イベント等の参加者からのアンケート等による意見把握にも努めているが、その効果等の検証が十分行われていない。管理組合として総体的な広聴広報の方針を策定するなどにより、情報発信等の目的の設定や効果の検証を行うとともに、各課の役割分担や広聴広報手段も検討されたい。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症については、管理組合においても、職員の感染防止対策、貨物等の減による使用料等の減少など様々な影響があるが、現時点では全般的な大きな課題とまでは至っていないと考えられる。しかし、四日市港は海外からの船舶の入港や船員の上陸等もあり、新型コロナウイルス感染症の危険性も懸念されるので、各関係機関と連携を密にし、感染防止対策に努められたい。

また、出納室や議会・監査委員事務局などの少人数職場においては、職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に全ての職員が勤務できなくなる事態も想定されるので、その時の支援体制や業務の代替方法については検討されたい。

〔振興課〕

(1) クルーズ船の受入について

クルーズ船の受入については多くの費用を負担している。クルーズ船の受入が四日市港の発展のみならず三重県全体の振興に寄与していることへの市民・県民からの理解・支持を得るためには、費用対効果等について明確に説明できるようにされたい。

〔港営課〕

(1) 放置艇対策について

放置艇対策については、令和2年度から施行された「四日市港管理組合プレジャーボート等のけい留保管の適正化に関する条例」に基づき、適正な対応に努められたい。

〔建設課・防災営繕課〕

(1) 施設の老朽化対策について

管理組合が所管する施設及び設備については老朽化が進んでいるが、限られた予算内で活用していくには、日頃の保守点検はもとより、更新時等におけるライフサイクルコストの検討も必要である。また、事故や災害時のリスクも考慮しつつ、施設等の長寿命化計画や予防保全計画に基づいた取組を着実に進められたい。

〔議会事務局〕

(1) 海外港湾事情調査について

管理組合議会議員の海外港湾事情調査については、これまで調査結果を報告書としてまとめているが、調査結果が管理組合の運営にどのように活かされているのかについても検証するとともに、調査自体が慣例化することのないよう、再度その在り方について検討されたい。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
